

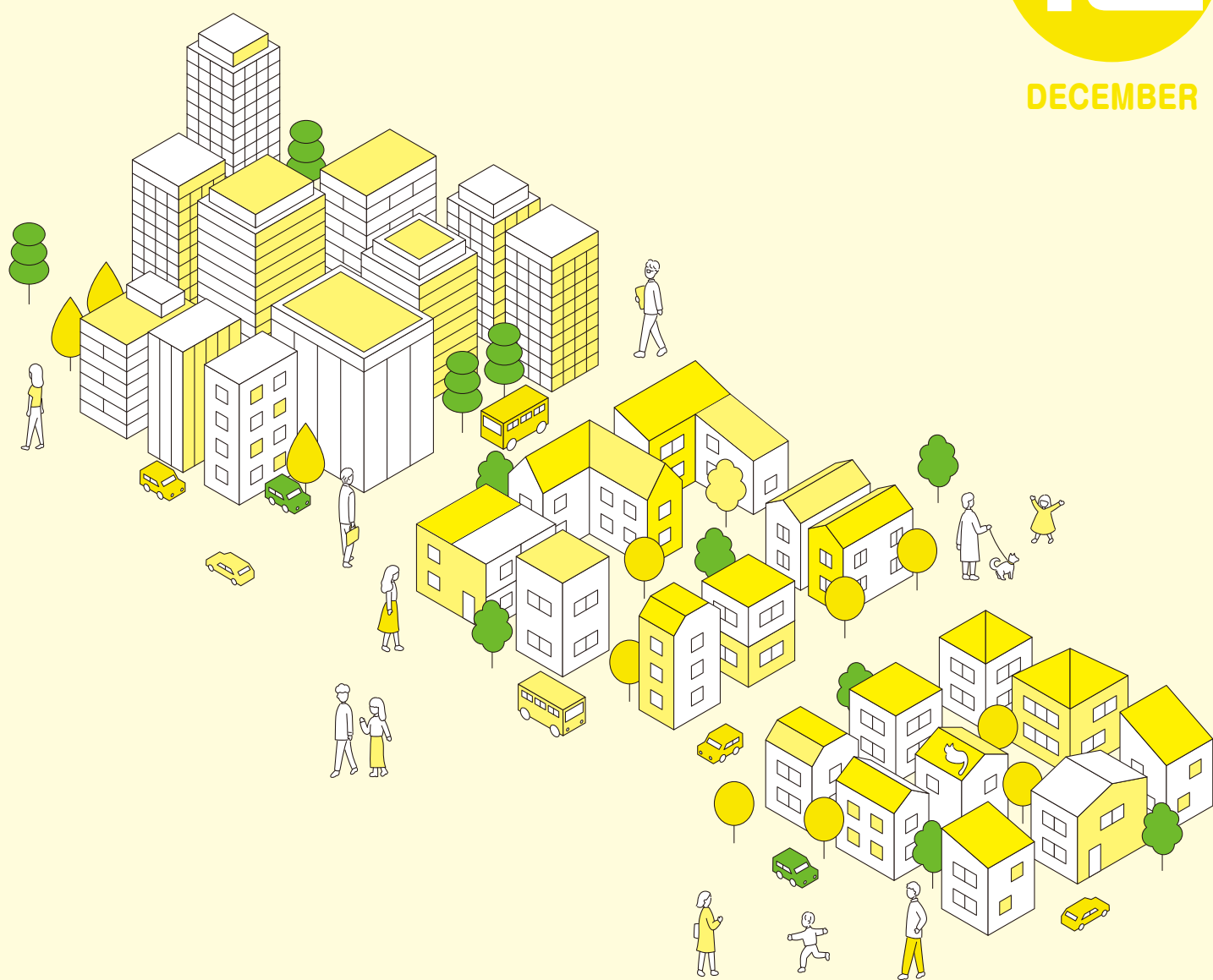
JAPAN FIRE EQUIPMENT INSPECTION INSTITUTE

検定協会だより

令和7年12月 第540号

12

DECEMBER





令和7年12月号

<https://www.jfeii.or.jp>

目次

巻頭のことば

- 1 「いつでも、どこでも、
迅速的確に対応する消防・救急体制」

浜松市消防局 消防長 那須田 育生

随想

- 3 検定制度と検定協会 第8回
～スプリンクラー設備の設置対象の変遷（2）～
多数の死者を出す火災を契機とした規制強化

元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学） 小林 恭一

事例紹介

- 8 東京消防庁管内における火災の概要と政令対象物の
火災状況

東京消防庁予防部 調査課

国際会議報告

- 24 ISO/TC21/SC3 国際会議等報告

警報設備部 感知設備課 主任検定員 山本 南希

協会情報

- 33 「消防ポンプ自動車の品質評価細則の一部を改正する
規程」について

消火・消防設備部 消防設備課

- 34 「可搬消防ポンプの品質評価細則の一部を改正する
規程」について

消火・消防設備部 消防設備課

お知らせ

- 35 廃消火器リサイクルシステムの運用と一般家庭の
保有状況調査

消火器リサイクル推進センター

- 40 協会通信・業界の動き

- 44 新たに取得された型式一覧

- 45 検定・性能評価・受託評価数量（令和7年11月）

巻頭のことは

「いつでも、どこでも、 迅速的確に対応する 消防・救急体制」



浜松市消防局 消防長
那須田 育 生



《浜松市の紹介》

浜松市は、明治44年の市制施行、平成8年の中核市移行、平成17年の12市町合併を経て、平成19年に政令指定都市へ移行し、今年で天竜川・浜名湖地域12市町村合併20周年を迎えました。

当市は、静岡県西部に位置し、東京・大阪のほぼ中間にあります。市域は東西約52km、南北約73km、総面積1,558.11km²と広大で、地理的な特徴は、南北を天竜川が縦断して遠州灘へと注ぎ、西端には浜名湖を臨んでいます。市北部は天竜川中流域の中山間地が多くを占め、そのほか、河岸段丘の三方原台地、扇状に広がる下流域の低地、浜名湖沿岸の丘陵地で構成されています。



浜松市を象徴する「やらまいか」は、「やってみよう」、「やってやろうじゃないか」を意味し、新しいことに果敢にチャレンジする精神を表しています。この精神のもと、世界的楽器メーカーの発祥地として音楽文化を育みつつ「音楽のまち」の魅力を発信し、また、輸送用機器や光電子工学などのハイテク産業が集積する「ものづくりのまち」として成長を続けています。環境面では、新幹線や東名・新東名高速道などの交通条件に恵まれ、山間部、天竜川、浜名湖、中田島砂丘など温暖な気候で風光明媚な自然、うなぎ、みかん、浜松餃子などの食資源、徳川家康公ゆかりの浜松城や犀ヶ崖資料館などの歴史的資源などが知られています。歴史と革新、自然と技術が融合する都市として、伝統を大切にしながら、常に未来を見据えた挑戦を続けています。

《消防局の取組》

浜松市消防局は基本政策として「いつでも、どこでも、迅速的確に対応する消防・救急体制づくり」を掲げ、①消火・救急などの災害対応力の充実強化、②119番通報・消防通信設備の適切な運用、③火災予防の充実・火災による被害の軽減、④消防職団員の適正な確保・育成や消防施設の充実強化の4つの政策を柱に掲げ取り組んでいます。

救急体制の充実強化では、令和6年度から日勤救急隊の本運用を開始し、増加する救急需要に応えるべく救急隊の拡充を図っています。

また、航空消防体制の充実強化では、消防職員から操縦士を養成するとともに、消防ヘリコプター機体更新の基本構想を策定し、あらゆる災害に対応できるよう整備を進めています。



消防通信設備の運用においては、映像通報119や最新のデジタル機器を現場活動に導入し、柔軟な災害対応力の強化に努めています。

火災予防については、違反对象物の積極的な是正指導、SNSを活用した効率的な広報活動を展開するほか、予防行政のDXでは電子申請を開始して順次手続の拡充を図るとともに、許認可申請における手数料のスマート決済を導入しました。

さらに、消防団員の確保では、動画コンテンツをInstagramストーリーズ広告やジオターゲティング広告等で活用し、学生広報隊による学生目線での広報を展開して人材確保に努めています。また、消防施設の充実強化については、消防庁舎・消防団庁舎の建設に合わせ、大規模災害時における進出拠点や消防防災ヘリコプターの駐機場の整備を進めています。

《おわりに》

社会情勢の変化や気象状況の変化の影響により、多様化・複雑化する火災や救急・救助事案、頻発・激甚化する自然災害など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。様々な消防需要に対して柔軟に対応し、困難な状況を「やрмаいか」の精神で乗り越え、市民の安全・安心のため、「いつでも、どこでも、迅速的確に対応できる消防・救急体制」を目指してまいります。

結びに、日本消防検定協会の御発展と全国消防関係の皆様のみすまの御健勝と御活躍を心から祈念いたしまして、巻頭の言葉とさせていただきます。

検定制度と検定協会 第8回 ～スプリンクラー設備の 設置対象の変遷 (2)～ 多数の死者を出す火災を契機とした規制強化



元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学）

小 林 恭 一

本稿では、千日デパートビル火災と大洋デパート火災を契機として極めて広範に行われたスプリンクラー設備の設置対象の拡大と、地下街等に対する設置規制の強化について解説します。

千日デパートビル火災と大洋デパート火災を契機としたスプリンクラー設備の設置規制の強化

表1は、千日デパートビル火災と大洋デパート火災を契機としたスプリンクラー設備の設置規制の強化の概要です。これについては、以下のように整理できます。

- ① 所定の床面積の合計が $6,000\text{m}^2$ 以上の特定防火対象物には、スプリンクラー設備の設置が義務づけられたこと

それまで防火対象物全体にスプリンクラー設備の設置が義務づけられていたのは（1）項と（4）項だけでしたが、この改正で、所定の床面積の合計が $6,000\text{m}^2$ 以上の特定防火対象物で平屋建て以外のものについては、（1）項と（4）項も含めて全て、防火対象物全体にスプリンクラー設備の設置が義務づけられました。

- ② 特定複合用途防火対象物（（16）項イ）には特に厳しい規制強化が行われたこと

典型的な複合用途防火対象物だった千日デパートビルの火災を契機として、複合用途防火対象物には厳しい規制強化が行われました。その一環として、それまでの（16）項をイ（いわゆる特定複合用途防火対象物）とロに分け、（16）項イについては、特定用途部分の所定の床面積の合計が $3,000\text{m}^2$ 以上の防火対象物について、特定用途部分がある階の階全体にスプリンクラー設備の設置義務が生じるという規定ぶりになりました。

表1 千日デパートビル火災と大洋デパート火災を契機としたスプリンクラー設備の設置規制の強化

施行年月日		消令12条1項		対象となる政令 別表第一の用途	階等の条件	スプリンクラーを設置する 防火対象物又はその部分
和暦	西暦	号	現号			
S48.6.1 ～ S63.3.31	1973 ～ 1988	二	四	(1) 項～(4)項、(5)項 イ、(6)項、(9) 項イ	平屋建て以外	床面積 [※] の合計が6000㎡以 上の防火対象物
S48.1.1～ 現在	1973～ 現在	三	五	(14) 項	ラック式倉庫	天井の高さ10m超、延面積 700㎡ ^{※※} 以上のもの
S48.6.1 ～ 現在	1973 ～ 現在	五	六	(16)項イ	(1) 項～(4)項、(5)項イ、 (6)項、(9) 項イの部分の床 面積 [※] の合計が3000㎡以上 の防火対象物の階	当該部分が存する階
		六イ	十一 イ	(1)項、(3)項、(5)項 イ、(6)項、(9)項イ	地階or無窓階 [※]	主たる用途に供する部分の 床面積が1000㎡以上の階
					4階以上10階以下の階 [※]	主たる用途に供する部分の 床面積が1500㎡以上の階
		6ロ	十一 ロ	(2)項、(4)項	地階、無窓階or4階以上10 階以下の階 [※]	主たる用途に供する部分の 床面積が1000㎡以上の階
		六ハ	十一 ハ	(16)項イの階のうち、 (1) 項～(4)項、(5)項 イ、(6)項、(9) 項イの 部分が存する階 [※]	地階or無窓階	当該部分の床面積が1000㎡ 以上の階
					4階以上10階以下の階 ((2) 項or(4)項が存するもの) 4階以上10階以下の階 ((2) 項or(4)項が存しないもの)	当該部分の床面積が1500㎡ 以上の階
S50.1.1 ～ 現在	1975 ～ 現在	二	三	(1) 項～(4)項、 (5)項イ、(6)項、(9) 項 イ、(16) 項イ	地階を除く階数が11以上	地階を除く階数が11以上の 防火対象物 [※]
		五	六	(16の2) 項	地下街	延べ面積が1,000㎡以上の 地下街

注 「(1)項」は消防法施行令別表第一（以下「令別表第一」）第(1)項の用途を略記したもの。以下、他も同様。

※自治省令で定めるもの(部分)を除く

※※主要構造部の構造と内装制限の組み合わせでこの基準は1400㎡又は2100㎡になる

また、(16) 項イの防火対象物の階のうち特定用途部分が存する地階、無窓階又は4 階以上10階以下の階については、下記③と同様に規制されることとなりました。

③ 地階、無窓階又は4 階以上10階以下の階についての規制が強化されたこと

地階、無窓階又は4 階以上の階については、昭和36年（1961）の消防法施行令（以下「消令」）制定時から、スプリンクラー設備の設置基準が厳しくなっていました（前稿表1 参照）。その後、昭和39年（1964）に11階以上の階に対する規制強化が行われた（前稿表2 参照）時、この規定（消令第12条の5 第1 項第五号（当時））の対象は「地階、

無窓階又は4階以上10階以下」に変更されましたが、その他の規制内容に変化はありませんでした。

昭和48年（1973）の改正では、これらの階に対する規制対象に（9）項イが追加されたほか、（4）項に対する規制が（2）項並みに厳しくなりました。

④ 高層建築物と地下街には、特に厳しい規制強化が行われたこと

千日デパートビル火災を契機に、高層建築物と地下街に対するスプリンクラー設備の設置規制も強化されました。詳しくは、高層建築物については前稿を参照してください。また、地下街等については後述します。

⑤ ラック式倉庫にスプリンクラー設備の設置が義務づけられたこと

ラック式倉庫は、「棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう（現消令第12条第1項第五号）。」とされており、棚等により物品が高密度に収納されている上、無窓の大空間であるため、火災になると消防隊にとっても極めて消火にくいものです。当時、この種のラック式倉庫が増加し始めていたため、その危険性と対策が検討されており、千日デパートビル火災の前（昭和47年（1972）1月）に消令の改正が行われました。施行がこの火災の後であるため、便宜上ここに整理しています。

ラック式倉庫については、主要構造部（令和6年（2024）4月以降は「特定主要構造部」）の構造と内装制限の組み合わせにより、延面積700m²以上という基準が1,400m²以上又は2,100m²以上に緩和される、いわゆる「2倍読み」、「3倍読み」の規定があります（消令第12条第4項）。

高層建築物でない非特定用途の防火対象物でスプリンクラー設備の設置が義務づけられているのは、危険物や指定可燃物関係の規制を除けば、このラック式倉庫だけです。調べた限り、この当時、ラック式倉庫で大きな被害が出る火災は発生していないようです。スプリンクラー設備の設置規制の対象となっている他の防火対象物と比べると、ラック式倉庫にスプリンクラー設備の設置が義務づけられているのは極めて異例です。その理由は、おそらく、この時同時に改正された連結散水設備規制の新設の理由（後述）と同様ではないかと思います。

なお、平成7年（1995）11月に発生した埼玉県吉見町のコンピューター制御の無人ラック式倉庫の火災では、スプリンクラー設備が作動したにもかかわらず、物品が高密度に詰め込まれていたため火点に水がかからず初期消火できませんでした。この火災では、消防隊による消火作業が難航して鎮火までに23時間を要し、消火作業にあたった消防士2名が殉職し、消防協力者1名も死亡して、3,800m²が全焼することになりました。

た。

このため、消防庁では、平成8年（1996）2月、棚ごとにスプリンクラーヘッドを設置すべきとするなど、ラック式倉庫の技術基準の整備を行いました（消防法施行規則（以下「消則」）第13条の5（ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等）の追加）。

地下街等に対するスプリンクラー設備の設置基準の変遷

地下街は、道路や駅前広場の地下などに建設される商店街で、無窓の大規模な地下空間を不特定多数の人々が利用しており、可燃物も多いため、火災が発生すると避難も消防隊による消火や救助も困難で、潜在的火災危険性は極めて高いものです。

地下街は、昭和30年（1955）頃から本格的に建設されるようになり、昭和40年（1965）前後から急増するようになったため、大規模な建築物の地階にある類似施設も含めて、消防機関だけでなく、一般社会もその火災危険性に気づくようになっていました。

このため、昭和43年（1968）6月に消防法第8条の2が制定されて、地下街の定義（地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの）が定められ、防災規制（消防法第8条の3）の対象になるととともに、消防長等が指定するものは共同防火管理制度の対象となりました。

しかし、当時は令別表第一に「地下街」の位置づけがなかったため、用途的には地下街は、「地下にある（3）項口、（4）項又は（16）項の防火対象物」とするしかありませんでした。また、消令第9条の「この節」の後には当初括弧書きがありませんでした。消防法第8条の2が制定されたことを一つのきっかけとして、昭和44年3月に、「この節」の後に括弧書きが追加されましたが、その内容は第24条（非常警報器具又は非常警報設備に関する基準）関係規定だけでした。このため、スプリンクラー設備は、地下街であっても建築物の地階であっても、事実上、地階にある（3）項口又は（4）項のどちらかの床面積の合計が1,500m²以上にならないと設置義務がないことになっていました（表2参照）。

一方で、この当時、多数の死者が出る建築物火災が相次いでいたため、一般社会でも地下街やその類似施設の火災危険性に関する危惧は急速に高まっていました。このような危惧を背景として、昭和47年（1972）1月に消令が改正されて第28条の2が新設され、地階の床面積の合計が700m²以上の防火対象物の地階部分には連結散水設備の設置が義務づけられました。その主たるターゲットは地下街でした。

表2 地下街、準地下街におけるスプリンクラー設備の設置対象の推移

施行年月日		令12条1項		対象となる政令 別表第一の用途	階等の 条件	スプリンクラーを設置する 防火対象物又はその部分
和暦	西暦	号	現号			
S36.4.1 ～ S49.12.31	1961 ～ 1964	四	十一	(2)項	地階	主たる用途に供する部分の 床面積が1000㎡以上の階
				(3)項口、(4) 項、(5)項イ、		主たる用途に供する部分の 床面積が1500㎡以上の階
S50.1.1～ 現在	1975～ 現在	五	六	(16の2) 項	地下街	延べ面積が1,000㎡以上の 地下街
S56.7.1 ～ 現在	1981 ～ 現在	五の二	七	(16の3) 項	準地下街	延べ面積が1000㎡以上で、 かつ、特定用途部分の床面 積の合計が500㎡以上の防 火対象物

また、千日デパートビル火災（昭和47（1972）年5月）後の昭和48年（1973）7月に、当時の建設省、運輸省、消防庁及び警察庁が共同で、「地下街の取扱いについて」という通達（通称「4省庁通達」）を発出し、地下街の新增設の抑制のほか、スプリンクラー設備の原則設置など、大幅な規制強化の方針を打ち出しました。

これら一連の動きを受けて、大洋デパート火災（昭和48年（1973）11月）を契機とした消防法令の大改正が行われた時、地下街は令別表第一に（16の2）項という独立した用途として位置付けられるとともに、延べ面積1,000㎡以上のものについてはスプリンクラー設備の設置が義務づけられました（昭和49年（1974）7月）。この時の改正で特定防火対象物は遡及適用義務対象となりましたので、これ以降、延べ面積1,000㎡以上の地下街には、新旧を問わず全てスプリンクラー設備が設置されることになりました。消令第9条の2（地下街と特定防火対象物の地階が一体とみなされる場合の取り扱い）が追加されたのも、この時です。

その後、昭和55年（1980）8月に発生した静岡駅前の地下商店街ゴールデン街のガス爆発事故を受けて、令別表第一に（16の3）項（いわゆる「準地下街」）が追加され、建築物の地階で連続して地下道に面して設けられた特定防火対象物と当該地下道とを合わせたものは、地下街に準じてスプリンクラー設備の設置規制が行われることになりました。

東京消防庁予防部調査課

本稿は、令和５年中に東京消防庁管内で発生した火災の概要と政令対象物（共同住宅等を除く）のうち、火災件数が多い「飲食店」及び「事務所等」の火災の状況をまとめたものです。

2 令和5年中の火災の状況

(1) 火災状況

火災種別、損害額及び死傷者等の状況をみたものが、表1、表2です。

令和５年中の火災件数は4,330件で、前年に比べ377件増加しました。当庁は昭和35年から逐次都内市町村の消防事務の受託を開始し、火災件数が9,000件台に達した時期もありましたが、その後減少傾向が続き、平成18年に6,000件を切り、平成28年以降は4,000件前後を推移し、令和５年は最近10年間で３番目に多い件数となりました。



表 1 火災状況（最近10年間）

年 別	火 災 状 況												
	合 計	建 物					林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他	治 外 法 権	延 焼 火 災 外 管 轄 地 域 外 からの 火 災
		小 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や							
26 年	4,805	3,002	89	84	506	2,323	5	332	2	-	1,463	1	-
27 年	4,433	2,922	84	93	515	2,230	3	296	2	3	1,204	3	-
28 年	3,982	2,766	75	89	421	2,181	1	275	3	1	934	2	-
29 年	4,205	2,837	84	77	474	2,202	3	216	-	-	1,148	1	-
30 年	3,973	2,696	64	87	447	2,098	2	225	3	-	1,046	1	-
元年	4,089	2,904	81	83	455	2,285	5	206	1	-	969	3	1
2 年	3,694	2,667	63	73	404	2,127	1	216	-	-	809	1	-
3 年	3,939	2,812	71	76	349	2,316	6	215	1	-	901	4	-
4 年	3,953	2,850	80	75	387	2,308	3	187	3	-	909	1	-
5 年	4,330	3,057	71	64	439	2,483	7	218	2	-	1,045	1	-
前年比	377	207	▼9	▼11	52	175	4	31	▼1	-	136	-	-
平均	4,140	2,851	76	80	440	2,255	4	239	2	-	1,043	2	-

- 注 1 治外法権とは、治外法権地域及び対象物の火災のことをいいます。
 2 管外からの延焼火災とは、当庁管轄地域外から発生した火災が当庁管轄地域に延焼した火災のことをいいます。
 3 治外法権火災及び管外からの延焼火災は火災件数のみ計上し、他の項目欄には計上していません。
 4 ▼は減少を示します（以下同じ）。

表 2 火災状況（最近10年間） その 2

年 別	損 害 状 況							死 者	負 傷 者
	焼 損 棟 数	り 災 世 帯	り 災 人 員	焼 損 床 面 積 (㎡)	焼 損 表 面 積 (㎡)	林 野 焼 損 面 積 (㎡)	損 害 (千円) 額		
26 年	3,451	2,587	4,955	23,478	9,066	85,700	4,889,803	94(16)	790
27 年	3,390	2,413	4,802	20,750	9,521	2,100	3,925,669	95(16)	827
28 年	3,107	2,133	4,123	17,529	6,886	100	4,924,408	83(15)	853
29 年	3,266	2,486	4,884	20,719	8,275	3,200	5,147,050	79(14)	758
30 年	2,999	2,200	4,239	18,604	12,001	42,000	6,070,983	86(12)	798
元年	3,284	2,335	4,395	18,295	7,836	78,200	7,688,941	108(17)	705
2 年	3,028	2,239	4,270	16,136	7,386	1,400	5,601,522	86(10)	710
3 年	3,228	2,382	4,527	16,448	7,456	48,000	4,208,012	86(14)	664
4 年	3,259	2,499	4,786	21,974	6,717	1,100	5,466,720	89(14)	742
5 年	3,444	2,662	5,043	17,316	7,328	11,500	5,088,949	86(15)	750
前年比	185	163	257	▼4,658	611	10,400	▼377,772	▼3(1)	8
平均	3,246	2,394	4,602	19,125	8,247	27,300	5,301,206	89(14)	760

- 注 1 林野焼損面積は 100 ㎡未満の端数を四捨五入したものです。
 2 死者の()内は、「自損行為による死者」を内数で示したものです。

(2) 火災による死傷者の状況

令和5年中の火災による死者の発生状況及び自損を除く死者の年齢区分別発生状況をみたものが図1、2です。

令和5年中の火災による死者は86人で、前年比べて3人減少しました。死者86人のうち、自損15人（前年比1人増加）を除いた死者数は71人で、前年と比べて4人減少しました。令和5年中の自損を除く死者のうち、高齢者の死者は49人(69.0%)で、7割近くを占め、前年より3.0ポイント減少しています。

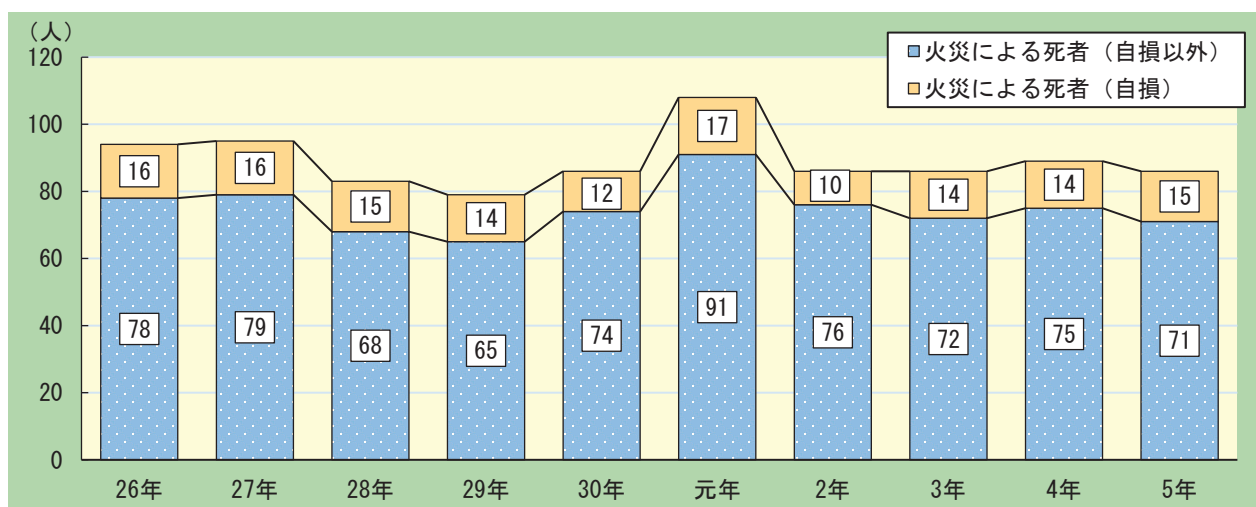


図1 火災による死者の発生状況

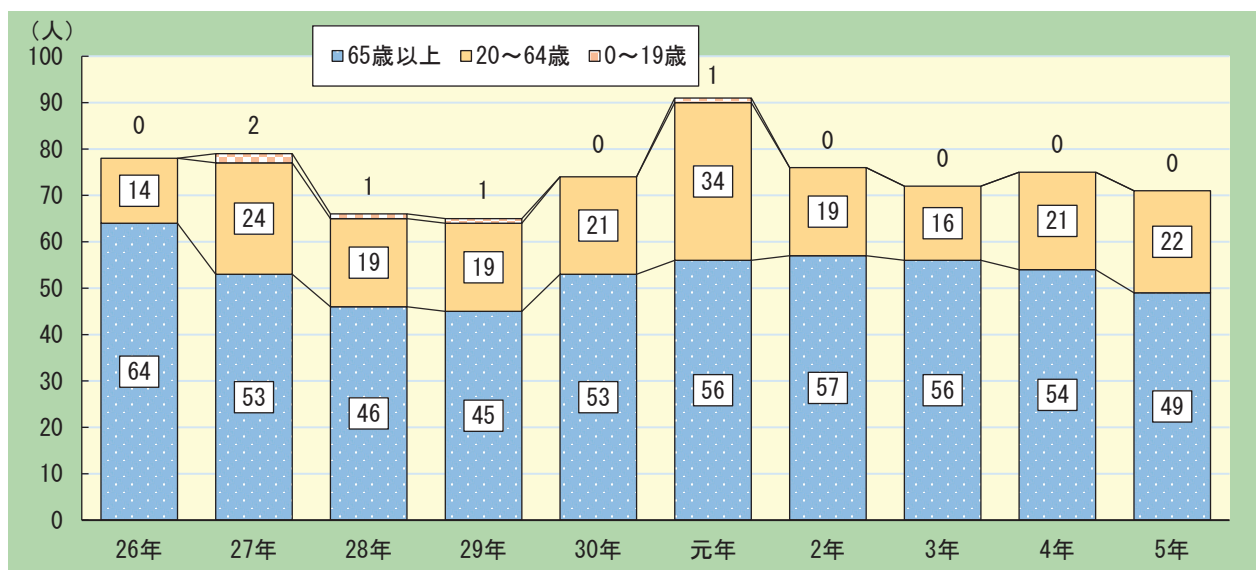


図2 自損を除く死者の年齢区分別発生状況

注 平成28年の年齢不明の死者2人を除いています。

(3) 火災による負傷者の状況

令和5年中の火災による負傷者の年代別推移をみたものが図3です。

令和5年中の火災による負傷者は750人で、前年と比べて8人増加しました。

令和5年中の負傷者750人のうち、消防職員・団員などの消防活動従事者18人（前年比10人増加）、自損による負傷者7人を除いた負傷者は725人で、前年と比べて7人増加しています。負傷者の年齢区分別発生状況の推移をみると、高齢者の負傷者は前年と比べて8人増加しています。20～64歳の負傷者は前年と比べて8人減少しています。

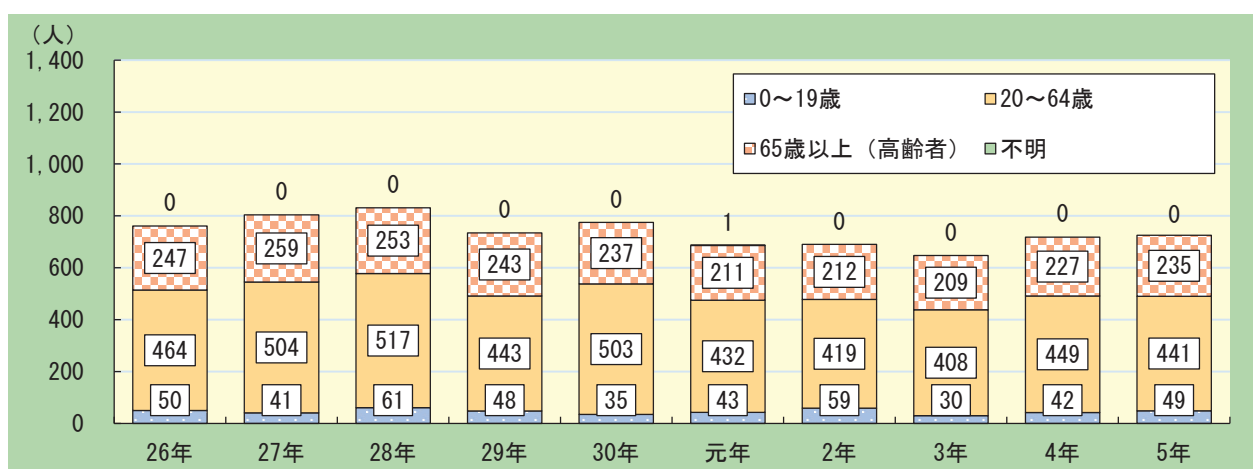


図3 消防活動従事者及び自損を除く火災による負傷者の年代別推移

(4) 主な出火原因の傾向

令和5年中の主な出火原因をみたものが表3です。

令和5年中の主な出火原因で最も多いのは「たばこ」の661件で、前年よりも92件増加し、全火災件数（治外法権火災及び管外からの延焼火災を除く）に占める「たばこ」の割合は15.3%で、前年と比べて0.9ポイント増加しています。

次いで「放火（疑い含む）」は639件であり、前年と比べて38件増加しました。



表3 主な出火原因別火災件数（件）（令和5年中の上位10件）

年 別	たばこ	放火（疑い含む）	ガステーブル等	大型ガスこんろ	コンセント	差込みプラグ	コード	電気ストーブ	ロウソク	火遊び
26年	710	1,381	415	110	1	1	45	104	56	76
27年	664	1,027	457	118	53	47	57	75	40	72
28年	586	881	363	110	59	64	61	85	48	33
29年	691	896	360	95	59	64	74	100	46	49
30年	651	705	305	98	56	64	57	71	41	31
元年	689	641	347	110	56	85	62	85	42	21
2年	508	641	399	72	59	62	60	69	31	20
3年	583	590	361	90	86	82	53	85	40	26
4年	569	601	331	96	89	81	68	89	36	20
5年	661	639	376	114	87	82	68	67	38	38
前年比	92	38	45	18	▼2	1	-	▼22	2	18
構成比（％）	15.3	14.8	8.7	2.6	2.0	1.9	1.6	1.5	0.9	0.9

注 構成比は令和5年中です。

（5）建物出火用途別の火災状況

令和5年中の建物から出火した火災（火元の用途が建物の火災）は2,975件で、前年と比べて197件増加しました。主な建物出火用途別の火災件数をみたものが表4です。

令和5年中の火災状況は、「住宅・共同住宅等（下宿・寄宿舍含む。）」の居住用建物からの出火が1,669件（56.1％、前年比1.7ポイント減少）、「飲食店」が363件（12.2％、同1.8ポイント増加）、「事務所等」が182件（6.1％、同1.0ポイント増加）などとなっています。以下、政令対象物のうち火災件数が多い「飲食店」及び「事務所等」について取り上げます。

年 別	住 宅 火 災	内 訳		飲 食 店	事 務 所 等	百 貨 店・物 販等	工 場・作 業場	ホ テ ル・旅 館等	学 校	駅 舎 等	学 校	建物から出火 した火災(合計)
		住 宅	共同住宅等									
26 年	1,694	634	1,060	296	123	113	84	33	27	22	13	2,878
27 年	1,675	615	1,060	339	121	87	95	26	29	18	20	2,827
28 年	1,497	539	958	345	126	103	89	37	33	21	17	2,681
29 年	1,597	579	1,018	318	151	110	84	36	31	14	24	2,730
30 年	1,484	539	945	330	142	94	90	19	40	16	21	2,609
元年	1,543	583	960	368	175	112	85	30	51	20	20	2,811
2 年	1,553	564	989	244	155	116	64	21	25	27	27	2,598
3 年	1,617	600	1,017	288	162	117	74	26	24	25	26	2,720
4 年	1,606	588	1,018	289	141	110	93	51	30	31	24	2,778
5 年	1,669	578	1,091	363	182	114	80	62	29	20	20	2,975
前年比	63	▼10	73	74	41	4	▼13	11	▼1	▼11	▼4	197
平均	1,594	582	1,012	318	148	109	84	34	32	21	21	2,761

注 事務所等は、15 項のうち事務所、官公署及び銀行の合計です。

3 飲食店

(1) 火災状況

ここでいう「飲食店」の火災とは、政令別表第一(3)項口に定める用途部分から出火した火災をいいます。最近10年間の火災状況をみたものが表5です。

令和5年中の火災件数は363件、前年と比べて74件増加し、最近10年間で2番目に多い件数です。

火災程度別にみると、前年に比べて全焼が1件増加、半焼が増減なし、部分焼が4件増加、ぼやが69件増加しています。焼損床面積は前年と比べて382㎡増加の784㎡となっています。火災による死者の発生はなく、負傷者は81人で前年と比べて10人増加しています。



表5 年別火災状況（最近10年間）

年 別	合 計	火 災 程 度				損 害 状 況				
		全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	焼 損 床 面 積 (㎡)	焼 損 表 面 積 (㎡)	損 害 額 (千円)	死 者	負 傷 者
26年	296	2	4	55	235	1,539	986	341,133	-	72
27年	339	2	8	65	264	1,608	1,085	322,284	-	86
28年	345	2	6	54	283	1,196	1,107	467,523	-	83
29年	318	4	3	58	253	1,386	816	534,222	1	60
30年	330	1	4	53	272	642	914	277,191	-	77
元年	368	1	3	74	290	680	659	361,249	1	75
2年	244	-	6	36	202	494	590	187,306	1	49
3年	288	-	4	31	253	404	337	166,920	-	55
4年	289	1	1	44	243	402	306	150,806	2	71
5年	363	2	1	48	312	784	849	336,322	-	81

(2) 出火原因

業態別の出火原因をみたものが表6です。

ア 燃焼器具

燃焼器具による火災は191件（52.6％）で飲食店火災の5割以上を占めています。
このうち、「大型ガスこんろ」、「大型ガスレンジ」からの出火が多くなっており、
これらで、燃焼器具全体の7割近くを占めています。

イ 電気設備器具

電気設備器具による火災は105件（28.9％）発生しており、このうち「電気調理器具」が16件（15.2％）、「コンセント」が15件（14.3％）などとなっています。



表6 業態別の出火原因

業 態	合 計	出 火 原 因															
		燃 焼 器 具					電 気 設 備 器 具					固 体 燃 料 具		た ば こ	そ の 他		
		小 計	大 型 ガ ス こ ん ろ	大 型 ガ ス レ ン ジ	無 煙 ガ ス ロ ー ス タ	そ の 他 の 燃 焼 器 具	小 計	電 磁 調 理 器	コ ン セ ン ト	差 込 み プ ラ グ	そ の 他 の 電 気 設 備 器 具	小 計	木 炭 七 厘 こ ん ろ			焼 肉 炉	そ の 他 の 固 体 燃 料 使 用 器 具
合 計	363	191	101	30	16	44	105	16	15	9	65	21	9	3	9	13	33
酒 場 ・ ビヤホール	69	45	27	11	-	7	12	1	2	2	7	2	1	1	-	6	4
その他の食堂・ レストラン	68	39	12	5	15	7	12	-	4	1	7	10	7	-	3	1	6
中華料理店	43	33	29	-	-	4	8	1	1	1	5	1	-	1	-	-	1
そ の 他 の 一般飲食店	41	19	9	2	1	7	11	1	1	1	8	5	-	1	-	-	1
西洋料理店	28	19	4	8	-	7	5	1	-	-	4	1	-	-	1	-	3
日本料理店	25	9	7	-	-	2	8	2	1	1	4	2	1	-	1	-	6
喫 茶 店	24	5	1	1	-	3	18	5	4	2	7	-	-	-	-	-	2
一 般 食 堂	21	9	5	-	-	4	11	1	1	-	9	-	-	-	-	-	1
バ ー ・ キャバレー・ ナイトクラブ	15	3	1	2	-	-	6	1	-	-	5	-	-	-	-	4	2
そば・うどん店	12	6	4	1	-	1	4	1	-	1	2	-	-	-	-	-	2
す し 店	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
そ の 他	15	2	-	-	-	2	10	2	1	-	7	-	-	-	-	-	2

(3) 発見・通報・初期消火等の状況

ア 火災発見者の発見後の行動

火災発見時、鎮火状態であった67件を除いた296件の火災のうち、火災の発見者が「行為者」と「行為者以外の当該従業員」である196件の火災発見後の行動についてみたものが表7です。

このうち、「消火した」が37件（18.9%）と最も多く、次いで「消火後通報した」が31件（15.8%）、「他人に火災を知らせた」が22件（11.2%）などとなっています。



表 7 発見者区分別火災発見後の行動

発見者	発見後の行動												
	合計	消火した	消火後通報した	他人に火災を知らせた	消火後他人に知らせた	通報した	電気・ガス等の熱源を断った	消えず他人に知らせた	消えないので避難した	通報し他人に火災を知らせて	他人に通報を依頼し消火に従事した	その他の	
合計	196	37	31	22	19	12	9	8	7	6	5	40	
行為者	82	19	16	2	10	4	3	5	2	1	4	16	
行為者以外 の従業員	114	18	15	20	9	8	6	3	5	5	1	24	

イ 通報状況

通報状況をみたものが図 4 です。

このうち、「発見後すぐに通報した」が194件（53.4%）と最も多く、比較的早期に通報行動がとられている状況といえます。次いで「消火してからすぐに通報した」が47件（12.9%）及び「消火後しばらくしてから通報した」が31件（8.5%）などとなっています。

ウ 初期消火状況

初期消火状況をみたものが図 5 です。

飲食店から出火した火災363件のうち、初期消火が行われた火災は232件で、その従事率は63.9%です。初期消火が行われた火災232件のうち、初期消火に成功したケースは170件（73.3%）となっており、初期消火に失敗したケースは62件（26.7%）で、その主な理由は、「ダクト内から出火」が11件（17.7%）、「消火器が不足」が7件（11.3%）、「壁内からの出火」が5件（8.1%）などとなっています。

エ 避難状況

避難行動のあった火災は86件で、前年（63件）に比べて23件増加となっています。

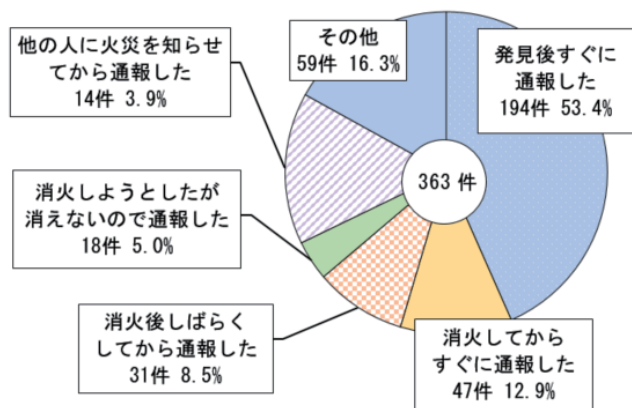


図4 通報状況

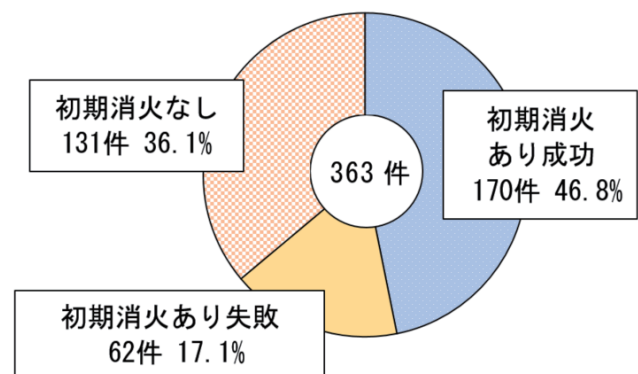


図5 初期消火状況

4 事務所等

(1) 火災状況

ここでいう「事務所等」の火災とは、政令別表第一(15)項に定める「その他の事業所」の用途部分のうち、「事務所」、「銀行」及び「官公署」から出火した火災をいいます。最近10年間の事務所等の年別火災状況をみたものが表8です。

令和5年中の「事務所等」の火災は182件で、前年と比べて41件増加しており、内訳は、「事務所」が161件、「官公署」が18件、「銀行」が3件となっています。

火災程度別にみると、ぼやが169件（92.9%）、部分焼が11件（6.0%）全焼が1件（0.5%）ぼやが9割以上を占めています。火災による死者は発生しておらず、前年と比べて1人減少しています。負傷者は11人で前年と比べて1人増加しています。



表8 年別火災状況（最近10年間）

年 別	火 災 件 数					損 害 状 況				
	建 物					焼 損 床 面 積 (m^2)	焼 損 表 面 積 (m^2)	損 害 額 (千円)	死 者	負 傷 者
	合 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や					
26 年	123	2	1	15	105	481	110	166,624	－	9
27 年	121	2	－	11	108	270	79	72,373	1	15
28 年	126	1	－	8	117	161	119	27,383	－	5
29 年	151	1	2	10	138	276	239	222,115	1	3
30 年	142	5	2	15	120	1,010	128	102,555	－	11
元年	175	1	2	10	162	380	346	404,162	－	14
2 年	155	2	2	19	132	861	237	169,677	1	17
3 年	162	－	－	12	150	325	93	241,243	－	13
4 年	141	2	－	11	128	213	98	77,906	1	10
5 年	182	1	1	11	169	291	499	273,226	－	11

(2) 出火原因

出火原因と出火箇所をみたものが表9です。

主な出火原因では、電気関係の火災は合計で97件となっており、たばこが9件となっています。

ア 電気関係

電気関係から出火した火災は147件で、出火箇所別にみると「一般事務室」が82件（55.8%）と最も多く発生しています。機器別にみると、「電気機器等」が97件（66.0%）、「配線器具等」が45件（30.6%）、「電熱器」が5件（3.4%）となっています。

電気機器等97件のうち、「直流電源装置（A Cアダプタ含む）」が11件（11.3%）、「コンピュータ（本体）」及び「充電式電池」が各10件（10.3%）、「制御盤」が9件（9.3%）などとなっています。

配線器具等45件のうち、「差込みプラグ」及び「コード」が各10件（22.2%）、「コンセント」が9件（20.0%）、「テーブルタップ」が5件（11.1%）などとなっています。

電熱器5件のうち、「コーヒー焙煎器」、「温風機」、「電気こんろ」、「電気ストーブ」、「投込湯沸器」が各1件（20.0%）となっています。

イ たばこ



たばこによる火災9件の出火箇所をみると、「一般事務室」が4件（44.4%）、「台所・調理場」、「湯沸場」、「休憩室」が各1件（11.1%）となっています。

表9 出火原因別出火箇所

出火原因			合計	一般事務室	会議室	機械室	台所・調理場	湯沸場	作業場	屋内駐車場	休憩室	サービス店舗	パイプスペース	天井裏	管理入室	その他
合計			182	93	13	9	8	7	3	3	3	2	2	2	2	35
電気設備機器	電	小計	97	52	2	6	5	8	1	-	2	1	2	1	2	15
		直流電源装置（ACアダプタ含む）	11	8	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		コンピュータ（本体）	10	8	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	気	充電式電池	10	8	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
		制御盤	9	2	-	-	-	5	-	-	-	-	1	-	-	1
		電子レンジ	7	3	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	機	蛍光灯	6	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
		レーザー加工機	4	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		扇風機	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	器等	その他の電気機器等	37	18	-	3	1	2	1	-	-	1	1	1	2	7
		小計	45	28	3	6	1	-	1	-	-	-	-	1	-	5
		差込みプラグ	10	5	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	線	コード	10	7	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		コンセント	9	7	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
		テーブルタップ	5	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	器具等	コードコネクタ	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		タンブラースイッチ	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		押しボタンスイッチ	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	機	その他の配線器具等	4	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
		小計	5	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
		コーヒー焙煎器	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	熱器	温風機	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		電気こんろ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		電気ストーブ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	器	投入湯沸器	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		小計	6	1	-	2	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1
		ボタンガストーチバーナー	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	ガス設備	エンジンカッター	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
		ガスこんろ	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
		ガステーブル	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	等備	大型ガスこんろ	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		たばこ	9	4	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	2
		放火	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
	その他	その他	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		不明	10	5	1	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	1



(3) 発見・通報・初期消火の状況

ア 火災発見者の発見後の行動

「事務所等」の火災182件の発見後の行動をみると、「他人に火災を知らせた」が41件（22.5%）、次いで「通報した」及び「他人に通報を依頼した」が各20件（11.0%）、「消火した」が19件（10.4%）、「消火後他人に知らせた」及び「何もしなかった」が各15件（8.2%）などとなっており、合計115件（63.2%）が通報、報知及び消火など何らかの行動を起こしています。

イ 通報状況

通報状況をみると、「発見後すぐ通報した」が71件（39.0%）、「消火後しばらくして通報した」が37件（20.3%）、「他の人に火災を知らせてから通報した」及び「消火後すぐに通報した」が各14件（7.7%）などとなっています。

ウ 初期消火状況

「事務所等」の火災182件の初期消火状況をみると、「初期消火が行われなかった火災」は96件（52.7%）で、「初期消火が成功した火災」は78件（42.9%）、「初期消火が失敗した火災」は8件（4.4%）となっています。

被害を最小限に抑えるためには、日頃から消防用設備等を適正に維持管理し、通報、消火及び避難が迅速かつ組織的に行えるよう、防火管理体制を確立することが必要です。

表10 火災発見後の行動状況

発見後の行動状況	件数
合計	182
他人に火災を知らせた	41
通報した	20
他人に通報を依頼した	20
消火した	19
消火後他人に知らせた	15
何もしなかった	15
その他	52

表11 通報状況

通報状況	件数
合計	182
発見後すぐに通報した	71
消火後しばらくしてから通報した	37
他の人に火災を知らせてから通報した	14
消火後すぐに通報した	14
通報なし	2
その他	44

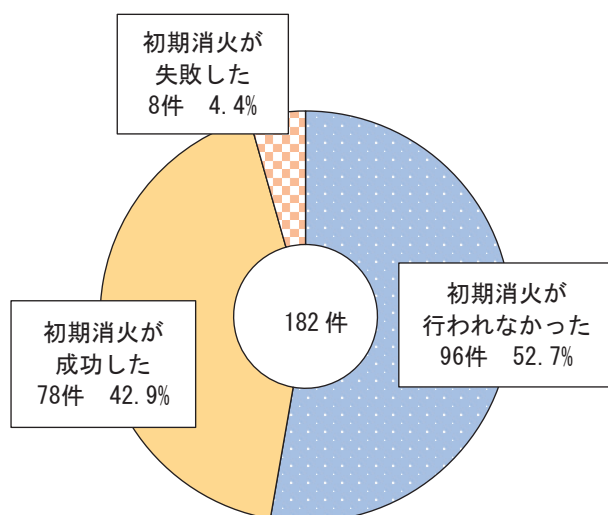


図6 初期消火状況

5 火災事例

事例1 「焼肉店から出火し、400人以上が避難した火災」

出火時分 12月 19時ごろ

用途等 複合用途（飲食店・事務所）耐火造8/1 延2,000㎡

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物ほや1棟 ダクト6m等焼損 傷者7人

概要

この火災は、複合用途建物の2階飲食店の客席に設置されたダクトから出火したものです。

出火原因は、無煙ガスロースタ上の網で食材を調理中に、火のついた油がダクト内に吸い込まれたことにより、ダクト内に堆積した油かすに着火し出火したものです。

焼き肉店の従業員が接客していた際に利用客が使用していた無煙ガスロースタから異常に炎が上がっているところを発見しています。1階にある別の飲食店の従業員は、1階で仕事中に窓から見える排気ダクトから黒煙と臭気を確認したため、すぐに自身の携帯電話で119番通報を実施しています。

また、焼き肉店の従業員は、火災を発見後すぐに利用客を避難させると同時に店舗に設置してある粉末消火器で初期消火を実施しましたが、消火が出来ませんでした。

なお、この火災で焼き肉店の従業員を含む7人がけがを負い、建物内の各階にいた利用客計400人以上が自動火災報知設備の鳴動で火災に気づき避難しています。



教 訓 等

この火災は、客席に設置された無煙ガスロースタが火のついた油を吸い込み、ダクト内に堆積した油かすに着火し出火しています。

出火した焼き肉店には防火管理者が選任されており、消防計画も作成されていました。自衛消防訓練も定期的に実施されており、出火時も訓練通り避難誘導が迅速に行われています。

不特定多数の客が利用する施設では、発見が遅れたり、延焼拡大した場合、被害が甚大となる可能性があります。建物を安全に利用するためにも、建物関係者は防火管理体制に万全を期し、定期的に訓練を実施することで、万が一の際には、被害を最小限に止めるべく、効果的な初期消火、避難誘導が行えるよう知識や技術を身につけましょう。



写真 1－1 焼損した客席の状況



写真 1－2 焼損した客席の状況

事例 2 「非純正品の充電器で充電中のバッテリーから出火した火災」

出火時分	5 月 5 時ごろ
用 途 等	事務所 耐火造5/1 延480㎡
防火管理	非該当
被害状況	建物ほや 1 棟 カメラ用バッテリー 1 個、充電器 1 台、ごみ箱 1 箱焼損
概 要	

この火災は、事務所 1 階の倉庫から出火したものです。

出火原因は、純正品ではない他の製品用の充電器を使用し、カメラのバッテリーを充電したことにより、カメラのバッテリーセルが内部短絡し出火したものです。



従業員は、出勤して施錠中の倉庫を開けると、倉庫の床上に焼損したバッテリーを発見しました。

火災を発見した従業員は、同僚の従業員に火災の旨を報告しました。同僚の従業員は、翌日会社に報告し119番通報するか検討した結果、自身の携帯電話で119番通報をしました。

火災発見時、既に鎮火していたため、初期消火は実施していません。

教 訓 等

この火災は、非純正品の充電器を接続したカメラのバッテリーセルから出火しています。充電器の接続部分が同じ形状でも、充電器に表示されている出力が製品の許容電流と異なるものがありますので注意が必要です。

火災を防ぐためにも、製品の取扱説明書を確認し、適正な充電器を使用するとともに、無人の状態で充電を行わないようにしましょう。



写真2-1 出火時の防犯カメラ映像



写真2-2 バッテリーセルの焼損状況



ISO/TC21/SC3国際会議等報告

警報設備部 感知設備課
主任検定員 山本 南希

1. はじめに

ISO/TC21/SC3は、ISOの専門委員会（TC：Technical Committee）のうちの1つであるTC21（消防器具）の傘下の分科会（SC：Sub Committee）であり、「火災感知及び警報システム」に関連する国際規格について議論し、毎年、国際会議が開催されている。

また、今年は、SC3傘下の作業部会（WG：Working Group）のうち、WG3（住宅用火災警報器）及びWG5（計画及び設置）の国際会議がSC3国際会議と同時期に同じ会場において開催された。

2. 場 所 会場：Ei Electronics Campus（アイルランド）

3. 日 時

- ・ WG3：2025年9月10日（水） 9：30～16：30
- ・ WG5：2025年9月11日（木） 9：30～16：30
- ・ SC3：2025年9月12日（金） 9：30～14：00

4. 概 要

（1）ISO/TC21/SC3/WG3（煙式住宅用火災警報器）国際作業部会

【出席者（日本）】

川島国際規格係長（総務省消防庁）
阿部SC3国内委員長（ニッタン（株））
岡田WG3主査（能美防災（株））
山本WG3委員（日本消防検定協会）
小林総務主幹（ISO/TC21事務局）
通訳 君和田氏



【参加国】

オーストラリア、イギリス、ドイツ、日本 計4ヵ国（16名）

【開催経緯】

ISO/TC21/SC3/WG3はISO12239（煙式住宅用火災警報器）の規格検討を行う作業部会である。本規格は2021年に第3版が発行されているが、2022年10月26日にキプロスにて行われたSC3国際分科会にて、熱式やCO式を含むマルチセンサ警報器の内容を盛り込んだ改訂案を作成することが決議された。その後ローマ国際会議及びロンドン国際会議において検討が継続され、本会議では本年8月に回付されたコンセプトドラフトを基に議論が行われた。

【議事概要】

コンセプトドラフトは昨年のロンドン会議において挙げられたコメントを反映したものである。これに対し、日本とドイツの2ヵ国からコメントが寄せられた（日本は書面で事前に提出、ドイツは当日口頭。）。

日本からのコメントは概ね受け入れられた。特に、4.1.3項においてCOの毒性検知機能（火災感知目的ではないオプション機能）を有するものは当該機能がEN50291-1に適合しなければならないと規定していることについて、国内規格を有する国もあることが想定されることから、表現を「しなければならない（shall）」から「してもよい（may）」に変更することを要求し、「国家規格が存在しない場合はEN50291-1に適合しなければならない」という内容の表現に変更することで要求が受け入れられたことは、特筆すべき成果である。また、事前に提出したコメントには含まれていなかったが、警報器の耐用年数を10年以上と規定していることについて、国内には耐用年数が5年の住警器もあることから、耐用年数を5年以上に短縮することを提案した。その結果、COセンサを搭載したものに限り耐用年数を5年以上とする文言を追加することが受け入れられた。

ドイツからのコメントは表示灯の視認性に関する規定（4.10項）、規格の標題等についてのものであり、規格の標題についてはFire Alarm Deviceという用語が自動火災報知設備のようなシステムを連想させるとのコメントで、Self-containedを前に付けSelf-contained Fire Alarm Deviceと改めることが提案され受け入れられた。

会議は主に日本とドイツからのコメントに対する議論が行われたが、最後にコンビーナから各委員へ試験の順序及び試料数についてよく検討して意見を提出するようにとの呼びかけがあった。コンビーナは本会議が終わり次第、コンセプト

ドラフトをCD（委員会原案）としてまとめ、2日後に開催予定であるのSC3分科会にて提出できるとの見込みを立てていたが、本会議の中でコンセプトドラフトの内容について合意を得ることができなかったため、本会議で決められた事項を反映した新しいコンセプトドラフトが後日回付されることとなった。

（2）ISO/TC21/SC3/WG5（計画及び設置）国際作業部会

【出席者（日本）】

川島国際規格係長（総務省消防庁）

阿部SC3国内委員長（ニッタン（株））

岡田WG3主査（能美防災（株））

山本WG3委員（日本消防検定協会）

通訳 君和田氏

【参加国】

オーストラリア、イギリス、ドイツ、日本 計4ヵ国（10名）

【開催経緯】

ISO/TC21/SC3/WG5はISO7240-14（建物内及び周辺の火災感知及び火災警報システムの設計、設置、性能検証及び保守）の規格検討を行う作業部会である。本規格は2013年に第1版が発行されたが、2024年の定期見直しの投票では採用国・使用国が5ヵ国に届かず、ISO専門業務指針が定める規格継続の要件を満たさない結果となった。しかし、本規格が自国の規格が確立していない国にとって規格検討のテンプレートになり得ることから、採用・使用国が少なくとも十分価値のある規格であると判断され、昨年9月12日にロンドンにて行われたSC3国際分科会にて本規格は廃止せず改訂を行うことが決定された。

【議事概要】

会議の主たる論点は、本規格の改訂を行うにあたり、現行の内容や構成を維持しつつ時代に合わなくなった箇所のみ変更（更新）を行うのか、現在欧州にて改訂中のTS EN54-14をテンプレートとして一から作り直すのか、どちらの方針を選ぶかであった。

日本は定期見直しの際、本規格の取扱について「改訂」と投票しているが、その理由は、国内には設置及び維持にかかる基準が既に存在しており、本規格を国際規格からTS（技術仕様書）又はTR（技術報告書）に格下げしたいからである。

日本は本規格を規範規定の含まれないTRに変更することを提案したが、コンビー

ナ及び事務局からTR（技術報告書）は調査等の情報を公開する目的の文書であり、本規格には適さないのではないかと意見が述べられた。一方、TS（技術仕様書）に変更することに対しては肯定的な反応が得られ、最終的にはコンビーナより、TS又はTRのどちらを選ぶかは本質的な問題ではないことから、本件については後の段階で再度検討すれば良いとのコメントがあった。

TS EN54-14をテンプレートとするか否かについては結論に至らなかったものの、TS EN54-14をテンプレートとすることに対し明確な反対意見が無かったことから、TS EN54-14をテンプレートとして作業を進める方針で議論が進められた。本規格が自国の規格が確立していない国にとって規格検討のテンプレートになり得るこの規格策定に貢献していくために、日本は当該方針に反対意見を示すことはしなかった。

また、WG3（煙式住宅用火災警報器）のコンビーナから、本規格の改訂に合わせて住宅用火災警報器の設置規格を新たに検討する提案があった。本件については、WG5及びWG3のコンビーナにより予備作業項目としての可能性が検討されることになった。

（3）ISO/TC21/SC3（火災感知及び警報システム）国際分科会

【出席者（日本）】

川島国際規格係長（総務省消防庁）
阿部SC3国内委員長（ニッタン（株））
岡田WG3主査（能美防災（株））
山本WG3委員（日本消防検定協会）
小林総務主幹（ISO/TC21事務局）
通訳 君和田氏



【参加国】

オーストラリア、イギリス、ドイツ、スウェーデン、日本 計5ヵ国（16名）

【開催経緯】

ISO/TC21/SC3は、27の作業部会（WG：Working Group）が設立（解散中のWGを含める。）されており、各WGにおける進行中のプロジェクトに関する進捗状況の報告、他の機関等とのリエゾン報告及び分科会として必要な決議等を行うために毎年国際会議が開催される。

【議事概要】

検定協会だより 令和7年12月

会議は、議事次第に従い次のとおり行われた。

① 委員会マネージャ／委員長報告

昨年 9 月に新たに SC3 の委員長に任命された Steve Chaplyn 氏より、自己紹介を兼ねた委員長報告が行われた。同氏はオーストラリアを拠点とする製造事業者 AMPAC に所属しており、オーストラリア規格委員会 FP-002 にも携わってきた経歴を持つ。SC3 分科会に対面で出席するのは今回が初めてであった。自己紹介に加え、前回分科会以降の各作業部会の動向及び昨年以降行われた定期見直しについての報告があった。

② オンライン規格作成の再学習

事務局より、2025 年 1 月から導入された ISO オンライン規格開発プラットフォームの使用方法について改めて説明があった。事務局に提出されるドラフトは全て当該プラットフォームにより作成されていなければならないことが再周知された。

③ 規格廃止に関する ISO 専門業務用指針

定期見直しの投票の結果採用・使用国が 5 カ国に満たない規格については、ISO 専門業務用指針において、廃止する規定となっているが、現時点で定期見直し投票が終了している規格の中に当該要件による廃止が該当するものがいくつかあり、これらの規格の廃止、改訂、継続について決断が下された。実情として、投票結果に現れない採用・仕様事例（P メンバー以外の国における使用、直接的な使用ではなく ISO 規格をテンプレートとした規格確立等の間接的な使用）があることから、前述の要件に満たない規格も規格としての重要性は保たれていると考え、廃止しないことが決定された。（決議事項 378 ～ 388）。

④ 作業部会報告

④-1 WG3 報告

前々日の WG3 での報告がされた。

④-2 WG5 報告

前日の WG5 での報告がされた。

④-3 WG6 報告

ISO 7240-27 の第 3 版が 2025 年 1 月に発行された。欧州では CEN/TC72/WG26 により改訂が行われていた EN 54-26（一酸化炭素火災感知器－スポット型感知器に関する欧州規格）が第 3 版として 2025 年 1 月に発行され、火災感知に一酸化炭素を用いる感知器に係る他の規格についても（EN 54-30（CO と熱のマルチ

センサ火災感知器）やEN54-31（煙、CO及び熱のマルチセンサ感知器）等）改訂されたEN54-26の内容に合わせる作業が行われている。これらを受けコンビーナより、EN54-26に新しく導入された技術的変更をISO7240-27にも導入すべく改訂を行うことが提案された。また、健康上の理由より継続が困難となった現コンビーナのBernard Laluvein氏の後継者として、新しいコンビーナにEman Mattie-Suleiman氏が任命された（決議事項第374号）。

④-4 WG15報告

改訂中の規格はない。CEN/TC72では新しいアクティブスピーカーの規格を検討するための業務項目が設立されたが、現時点で進展はあまりないため、コンビーナより本WGの解散が提案されていた。しかし、会議においてWGを継続することを希望する意見が出たことから解散は見送られることになり、コンビーナはKeith Shinn氏が続投することが決定した（決議事項375）。また、本WGにおいて規格改定が行われる際、音響システムの設置に関する規格はISO7240-14の改訂と合わせてWG5で担当することが提案されたが、本会議では結論に至らなかった。

④-5 WG16報告

ISO7240-1はDIS投票が終了し、DISが事務局に提出されたが、編集プログラムマネージャより規格の標題を「Vocabulary」（用語）に変更すること及び第4項（「機能」）を定義の項に移すよう依頼があった。SC3に対しコンビーナは標題の変更及び第4項を付属書に移動することを提案したが合意を得られず、SC3は事務局からの依頼を拒否し、標題の変更は行わない姿勢を取ることが決定された（決議事項372）。また、コンビーナ報告では本会議にてWG16を解散することが提案されていたが、第4項の扱いに関しては更なる検討を要することから、解散は規格発行後に延期されることとなった（決議事項376）。

④-6 WG24報告

ISO7240-33はDIS投票が開始され、WG24の作業は終了した（報告書は書面で提出されておらず、電子メールによる報告が委員長により口頭で読み上げられた。）。

④-7 WG27報告

ISO7240-32は国際規格発行の前段階にあり、WG27の作業は終了していることから、ISO7240-32の発行に合わせてWG27は解散することとする（コンビーナからの報告書は提出されていない。）（決議事項377）。

⑤ コンビーナの再指名

⑤-1 WG5のコンビーナはKeith Shinn氏が継続（決議事項373）。

⑤-2 WG6のコンビーナはBernard Laluevein氏からEman Mattie-Suleiman氏に交代（決議事項第374号）。

⑤-3 WG15のコンビーナはKeith Shinn氏が継続（決議事項375）。

⑥ リエゾン報告

⑥-1 ISO/TC92/SC4（火災安全工学）

⑥-2 EUALARM（電子式防火・防犯産業の欧州製造者、設置者及び保守事業者組合）

⑥-3 CEN/TC72

⑦ 次回の国際会議について

次回の分科会は2026年9月14日から18日に中国（天津）で開催予定である。

⑧ 決議事項

決議事項372 ISO/TC21/SC3は、文書ISO/TC21/SC3 N1311に記載されたISO/TC21/SC3/WG16の勧告及びコンビーナ報告に留意する。ISO/TC21/SC3は、第1部：概要及び定義の元のタイトルを維持することを決議する。

決議事項373 ISO/TC21/SC3は、Keith Shinn氏をWG5のコンビーナとして、2025年から2027年までの3年間、任期を延長することに合意する。コンビーナを指名した加盟団体は、この任命を確認した。

決議事項374 ISO/TC21/SC3は、WG6のコンビーナとして貴重な貢献をしたBernard Laluevein氏に感謝し、Eman Mattie-Suleiman博士を次期3年間（2025-2027年）のWG6の新コンビーナに任命する。

決議事項375 ISO/TC21/SC3は、Keith Shinn氏のWG15コンビーナとしての任期を2025年から2027年までの3年間延長することに合意する。コンビーナを指名した加盟団体は、この任命を確認した。

決議事項376 ISO/TC21/SC3は、WG16のコンビーナとして貴重な貢献をした阿部仁一氏に感謝し、ISO7240-1の出版時に作業部会を解散することを決定する。

決議事項377 ISO/TC21/SC3は、WG27のコンビーナとして貴重な貢献をしたStefan Brugger氏に感謝し、ISO7240-32の出版時に作業部会を解散することを決定する。

決議事項378 ISO/TC21/SC3は、ISO7240-4：2017の定期見直しからのコメン

ト及び投票結果に留意し、本規格をさらに5年間有効とすることを決議する。

決議事項379 ISO/TC21/SC3は、ISO7240-11：2011の定期見直しからのコメント及び投票結果に留意し、本規格をさらに5年間有効とすることを決議する。

決議事項380 ISO/TC21/SC3は、ISO7240-14：2013の定期見直しからのコメント及び投票結果に留意し、本規格をさらに5年間有効とすることを決議する。

決議事項381 ISO/TC21/SC3は、ISO7240-16：2007の定期見直しからのコメント及び投票結果に留意し、本規格をさらに5年間有効とすることを決議する。

決議事項382 ISO/TC21/SC3は、ISO7240-17：2009の定期見直しからのコメント及び投票結果に留意し、本規格をさらに5年間有効とすることを決議する。

決議事項383 ISO/TC21/SC3は、ISO7240-18：2009の定期見直しからのコメント及び投票結果に留意し、本規格をさらに5年間有効とすることを決議する。

決議事項384 ISO/TC21/SC3は、ISO7240-21：2005の定期見直しからのコメント及び投票結果に留意し、本規格をさらに5年間有効とすることを決議する。

決議事項385 ISO/TC21/SC3は、ISO7240-22：2007の定期見直しからのコメント及び投票結果に留意し、本規格をさらに5年間有効とすることを決議する。

決議事項386 ISO/TC21/SC3は、ISO7240-25：2010の定期見直しからのコメント及び投票結果に留意し、本規格をさらに5年間有効とすることを決議する。

決議事項387 ISO/TC21/SC3は、ISO7240-13：2010の定期見直しが現在公開中であることに留意し、本規格を廃止しないことを決議する。

決議事項388 ISO/TC21/SC3は、ISO7240-30：2010の定期見直しが現在公開中であることに留意し、本規格を廃止しないことを決議する。

決議事項389 ISO/TC21/SC3は、2026年9月14日から18日にかけて中国・天津で開催される第47回ISO/TC21/SC3総会の日程を承認する。本会議は

ISO/TC21専門委員会及び関連する分科会と同時開催となる。

ISO/TC21/SC3は、2027年の次々回総会開催地としてドイツ代表団が暫定的に申し出たことを感謝の意をもって留意する。

ISO/TC21/SC3は、第46回会議の開催と支援を提供した主催者であるNSAI及びEi Electronicsに感謝する。これにより、会議は成功裏に、かつ有意義なものとなった。

⑨ 閉会

5. 国際会議を終えて

本国際会議においては、住宅用防災警報器の耐用年数に対し、積極的な発言をすることにより、日本の意見を取り入れてもらうことができ、また、他の会議においても活発な議論を行うことができました。最後となりますが、本国際会議への出席にあたり、多くの皆様のご支援ご協力を賜りました。この場をお借りして、深く御礼申し上げます。

●会場 Ei Electronics Campus（住警器メーカー Ei Electronicsの工場に併設）



●集合写真





「消防ポンプ自動車の品質評価細則の一部を改正する規程」について

消火・消防設備部 消防設備課

1 はじめに

脱炭素化に向けた対応として、令和7年7月30日に動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（以下「規格省令」という。）が改正され、「内燃機関を原動力に用いるもの」に加えて、「電動機を原動力に用いるもの」、「内燃機関及び電動機を併せて原動力に用いるもの」が追加されました。

これに伴い、新たに追加された「電動機を原動力に用いるもの」、「内燃機関及び電動機を併せて原動力に用いるもの」に係る品質評価業務の円滑な運用を目的とし、消防ポンプ自動車の品質評価細則を改正いたしました。

2 改正の概要について

(1) 以下の4項について「電動機を原動力に用いるもの」、「内燃機関及び電動機を併せて原動力に用いるもの」の事項を追加

ア 第1編 消防ポンプ自動車 第1章 規格の運用方針

(ア) 高電圧部からの感電保護措置について

(イ) 高電圧部の防水試験について

(ウ) 電動機の低温始動試験について

イ 別記様式1 明細書 1. 動力消防ポンプ

ウ 別表2 軽微変更として処理する事項

エ 別表4 欠点表 1. 動力消防ポンプ

(2) その他所要の改正

3 施行日

令和7年7月30日



「可搬消防ポンプの品質評価細則の一部を改正する規程」について

消火・消防設備部 消防設備課

1 はじめに

脱炭素化に向けた対応として、令和7年7月30日に動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（以下「規格省令」という。）が改正され、「内燃機関を原動力に用いるもの」に加えて、「電動機を原動力に用いるもの」、「内燃機関及び電動機を併せて原動力に用いるもの」が追加されました。また、級別重量規制が撤廃されました。

これに伴い、新たに追加された「電動機を原動力に用いるもの」、「内燃機関及び電動機を併せて原動力に用いるもの」に係る品質評価業務の円滑な運用を目的とし、可搬消防ポンプの品質評価細則を改正いたしました。

2 改正の概要について

- (1) 以下の4項について「電動機を原動力に用いるもの」、「内燃機関及び電動機を併せて原動力に用いるもの」の事項を追加

ア 第1章 規格の運用方針

- (ア) 高電圧部からの感電保護措置について
- (イ) 高電圧部の防水試験について
- (ウ) 電動機の低温始動試験について

イ 別記様式 明細書

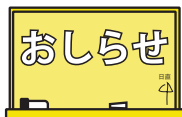
ウ 別表2 軽微変更として処理する事項

エ 別表5 欠点表

- (2) 質量表示に係る規定の追加
- (3) その他所要の改正

3 施行日

令和7年7月30日



廃消火器リサイクルシステムの運用と 一般家庭の保有状況調査

消火器リサイクル推進センター

はじめに

日本消火器工業会は、2009年に環境省から廃棄物処理法の特例である広域認定を取得し、2010年1月から消火器業界が一体となって全国で廃消火器の回収・リサイクル（以下、本リサイクルシステム）を開始しました。

廃消火器の回収量は、初年度は265万本でしたが、2024年度は540万本と過去最高の回収本数を記録し、消火器の生産本数に対する回収率も初年度の56.7%から89.5%まで上昇しています。消防法で設置が義務付けられている消火器は、法令により適切な点検と期間内での交換が行われるため、本リサイクルシステムの運用によって高い回収率となっています。

一方、一般家庭に任意で設置されている消火器は、設置期間や設置状況が管理されていないものも多くあり、特に使用期限が切れたものや本体容器が劣化・破損した消火器は、火災時に正常に機能しない可能性があるだけでなく、場合によっては破裂事故の恐れもあります。このため、消火器リサイクル推進センターでは、一般家庭における消火器の保有状況と設置状況を確認するため、WEBアンケートにより消火器の保有・廃棄に関する意識調査を2025年9月に実施しました。なお、本調査は定期的に行っており、今回は3回目の調査となります。

消火器の保有本数・廃棄に関する意識調査

調査方法は、本調査に必要な2,000サンプルを確保するため、事前スクリーニング調査（無作為2万4,239人）を実施し、戸建て住宅と共同住宅での消火器保有率を算出した後、本調査として自ら消火器を入手した世帯を対象に「消火器の保有本数」「不要な消火器の本数」「製造年（経過年数）」「廃棄方法」等の調査を行いました。

消火器の保有率

スクリーニング（無作為）調査結果による消火器を保有する住宅の比率は、一戸建て

で約35.7%、共同住宅で約49.9%。一戸建てと共同住宅の平均保有率は約46.1%となりました。（表1）

この割合を全国の住宅戸数（令和5年度住宅・土地統計調査）に当てはめると、全国で消火器が設置されている住宅戸数は、一戸建てで約1,020万戸、共同住宅で約1,208万戸、合計2,228万戸程度と推計されます。（表2）

また、住宅の管理者などが設置した消火器を除く自ら入手（購入等）した消火器がある住宅の比率は、一戸建てが約28.7%、共同住宅が約5.6%で、一戸建てと共同住宅を平均した自ら入手した消火器のある住宅の比率は約11.7%となりました。（表3）

この結果から、全国で自ら入手した消火器のある住宅は、一戸建てで約826万戸、共同住宅で約121万戸、合計約947万戸程度となります。（表4）

表1 消火器のある住宅の比率－スクリーニング調査結果より

	一戸建て	共同住宅	全体
持ち家	36.0%	54.5%	46.2%
賃貸	31.7%	46.5%	46.0%
全体比率	35.7%	49.9%	46.1%

表2 全国における消火器のある住宅数－推計値

	一戸建て	共同住宅	合計
持ち家	979.1万戸	362.6万戸	1341.7万戸
賃貸	40.6万戸	845.8万戸	886.4万戸
合計	1019.7万戸	1208.4万戸	2228.1万戸

表3 自ら入手した消火器のある住宅の比率－スクリーニング調査結果より

	一戸建て	共同住宅	全体
持ち家	29.8%	8.3%	18.0%
賃貸	11.3%	3.6%	3.9%
全体比率	28.7%	5.6%	11.7%

表4 全国における自ら入手した消火器のある住宅数－推計値

	一戸建て	共同住宅	合計
持ち家	811.3万戸	55.2万戸	866.5万戸
賃貸	14.4万戸	66.0万戸	80.4万戸
合計	825.7万戸	121.2万戸	946.9万戸

住宅における不要消火器の保有本数

消火器を保有している住宅一戸当たりの平均保有本数は、一戸建てが1.36本、共同住宅が1.31本との結果となりました。(表5)

この結果を、前述の消火器がある住宅数に当てはめると、全国の住宅における消火器の保有本数は、一戸建てで約1,381万本、共同住宅で約1,609万本、合計で2,990万本程度と推計できます。(表6)

表5 消火器の一戸あたり平均保有本数 ― 本調査結果より

	一戸建て	共同住宅	全体
持ち家	1.36本	1.28本	1.33本
賃貸	1.21本	1.35本	1.34本
全体平均	1.36本	1.31本	1.34本

表6 全国の住宅における消火器の保有本数 ― 推計値

	一戸建て	共同住宅	合計
持ち家	1332.2万本	464.8万本	1797万本
借家	49.1万本	1144.1万本	1193.2万本
合計	1381.3万本	1608.9万本	2990.2万本

住宅における不要消火器の本数

住宅に設置されている消火器のうち、不要な消火器(※)が何本あるか確認したところ、不要消火器の一戸あたり平均保有本数は、一戸建てで0.33本、共同住宅で0.30本となりました。(表7)

この数値を住宅戸数に当てはめると、全国の一般住宅にある不要消火器の保有本数は、一戸建てで約337万本、共同住宅で約383万本、合計で720万本程度と推計されます。(表8)

※不要な消火器は、経過年数に関わらず未使用だが必要がない消火器を指します

表7 不要消火器の一戸あたり平均保有本数 ― 本調査結果より

	一戸建て	共同住宅	全体
持ち家	0.34本	0.28本	0.32本
賃貸	0.17本	0.33本	0.32本
全体平均	0.33本	0.30本	0.32本

表8 全国の住宅における不要消火器の保有本数 ― 推計値

	一戸建て	共同住宅	合計
持ち家	330.3万本	102.2万本	432.5万本
借家	6.8万本	281.1万本	287.9万本
合計	337.1万本	383.3万本	720.4万本

不要な消火器を廃棄しない理由

不要消火器がある場合、その廃棄を行っていない理由を尋ねたところ、「どのように廃棄すればよいかわからないから」との回答が56.4%（一戸建てで58.5%、共同住宅で53.9%）と半数以上を占め、廃棄方法のわかりづらさが不要消火器の退蔵につながっていることが懸念されます。（表9）

表9 不要な消火器を廃棄しない理由（複数回答）― 本調査結果より

どのように廃棄すればよいかわからないから	56.4%
まだ使えるかもしれないので、もったいないから	19.2%
当面置いておける場所があり、特にじゃまになっていないから	18.6%
わざわざ消火器販売店等まで持っていくのが手間だから	12.7%
近隣に消火器を引き渡せる消火器販売店等がないから	12.1%
廃棄するときに回収・処理料金がかかると思われるから	11.9%
消火器に錆び・腐食・傷・変形等があり危険と思われるため	6.5%
廃棄しようとしたが、引取りを断られたから	4.2%
その他	1.0%

消火器の製造年の分布について

消火器の使用期限は、点検の有無などにより多少異なりますが業務用で10年、住宅用で5年とされています。本調査では、住宅に設置されている消火器の製造年を確認してもらい経過年数の分布を調査しました。調査の結果、調査年含め10年以内に製造された消火器の比率は、全体で75.0%でした。内訳をみると、共同住宅が81.5%、一戸建てが69.6%となり一戸建て住宅で使用期限が切れた消火器が多く退蔵している結果となりました。

さらに、製造後30年を超えるものが一戸建て住宅で4%、共同住宅でも2.4%程度残存しており、老朽化した消火器の早期廃棄の促進が必要です。

表10 住宅の建て方別にみた保有消火器の製造後年数 ― 本調査結果より

製造後の年数	一戸建て	共同住宅	全体
10年以内	69.6%	81.5%	75.0%
11～20年	18.3%	11.7%	15.3%
21～30年	8.1%	4.4%	6.4%
31年以上	4.0%	2.4%	3.3%

消火器リサイクルシステムの認知度

本調査前から本リサイクルシステムを「知っていた」と回答した割合は、全体の10.7%で過去の調査（2020年調査：10.7%、2016年調査：9.3%）からほぼ横ばいで推移しています。一般家庭では不要消火器を処分するまで廃棄処分先へ関心が向かないことなどから、一般家庭における認知度は依然として低い状況にあります。このため、消火器の廃棄方法に関してさらなる認知向上が求められます。

まとめ

多くの自治体が消火器を「処理困難物」として回収対象外としている中で、廃棄方法として当リサイクルシステムの認知度は約1割程度にとどまっており、認知度の向上と広報活動の充実が引き続き課題となります。また、腐食や破損の著しい消火器については回収時の噴出や破裂事故も懸念されるため、事故防止の観点からも消火器の取り扱いに慣れた当リサイクルシステム指定引取場所および特定窓口による回収が有効です。

また、住民と密接に関わりがある地元自治体や消防関係者との協力も不可欠であることから、自治体ホームページまたは自治体で作成・配布しているごみ分別一覧表やごみカレンダーでの当リサイクルシステムの周知活動への協力を依頼するとともに、自治体や関係機関が自ら排出する廃消火器についても再資源化推進や事故防止の観点から本リサイクルシステムの積極的な活用をお願いします。

■■■業界の動き■■■

－会議等開催状況－

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会（令和7年11月13日）

- ・検定合格証票等取次手数料について
- ・重要文化財落雷火災に関する調査について
- ・防災センターの技術基準改定について
- ・各委員会の小委員会・WGのあり方について
- ・旅費規程の運用案について
- ・第4回消防戦略会議結果について
- ・文化庁長官表彰について
- ・全国消防機器協会の「60年のあゆみ」について

○メンテナンス委員会

（令和7年11月18日）

- ・点検実務検討小委員会報告
火報工HPのメンテ関連部分について
- ・維持運用管理手法小委員会報告
点検実務マニュアル等の改訂について
- ・その他
既存の病院及び診療所におけるスプリンクラー設備の設置状況等について
第4回 消防技術者会議の開催等について
東京の消防白書2025について

○技術委員会（令和7年11月20日）

- ・火報試験基準検討小委員会報告
検討条件追加、軽微変更などに関する意見（見解追加）について
- ・感知器の環境特性調査小委員会報告
- ・あり方検討小委員会報告
- ・戸外表示器管理委員会管理委員会報告
- ・非常放送設備専門委員会報告
- ・令和7年度地区懇談会まとめについて

○設備委員会（令和7年11月27日）

- ・設備性能基準化小委員会報告
- ・工事基準書改訂小委員会報告
工事基準書ハンドブックの改訂について
- ・その他

第4回 消防技術者会議の開催等について

大規模倉庫関連、光警報装置のピクトグラム標識 等

○システム企画委員会

（令和7年11月28日）

- ・火報企画検討小委員会報告
防災センターの技術基準改定について
防災センター基準改定案QA
防災センター基準改定案 説明
火災通報装置の課題について
ワイヤレス固定電話接続試験について
- ・あり方検討小委員会報告

協 会 通 信

- ・ 地区別懇談会について

○住宅防火推進委員会

(令和 7 年11月26日)

- ・ 交換推進WG 報告
- ・ 住宅用火災警報器検定申請数について
- ・ お客様電話相談室受付結果について
- ・ CATV等事業（千葉県我孫子市）報告について
- ・ 近畿ブロック女性防火クラブ幹部地域研修会報告について
- ・ その他

X掲載報告について

LINEスタンプ販売開始について

ホームページトップ表示変更について

◆（一社）日本消火器工業会◆

○第8回 企業委員会

(令和 7 年11月 6 日)

- ・ 検定等申請・回収状況
- ・ 事務局長会議報告
- ・ 消火器リサイクルセンターからの報告
- ・ リチウムイオン電池消火試験映像
- ・ 住宅用消火器普及拡大について

○第5回 技術委員会

(令和 7 年11月 7 日)

- ・ リチウムイオン蓄電池火災用の消火器について
- ・ その他

◆（一社）日本消火装置工業会◆

○第459回「技術委員会」

(令和 7 年11月 7 日 日本消火装置工業会)

- ・ 第一部会、第二部会及び第三部会活動報告について
- ・ 「消火設備の維持管理に関するご提案資料」の改訂案について
- ・ その他

○今月は、合同委員会を開催したため、第1部会、第二部会及び第三部会は休会いたしました。

◆（一社）日本消防ポンプ協会◆

○小型技術委員会・検定協会合同会議

(令和 7 年11月13日 日本消防ポンプ協会会議室)

- ・ 受託評価規程に基づく検査水準等の見直し
- ・ 電動機駆動用蓄電池に係る型式適合評価の導入

○総務委員会

(令和 7 年11月18日 日本消防ポンプ協会会議室)

- ・ 事務局長会議等報告について
- ・ 救助用資機材の使用年数について
- ・ 可搬消防ポンプ補用部品供給について
- ・ 近代消防掲載の記事について
- ・ その他

協 会 通 信

検定協会だより 令和 7 年12月

協 会 通 信

○大型技術委員会

(令和7年11月19日 日本消防ポンプ
協会会議室)

- ・品質評価細則見直しについて
- ・その他

○大型技術委員会・検定協会合同会議

(令和7年11月19日 日本消防ポンプ
協会会議室)

- ・今後の品質評価細則見直しについて
- ・その他

協 会 通 信

■■人事異動■■

◆日本消防検定協会◆

○令和7年12月1日付

(氏名)

(新)

(旧)

【兼務】

石川 大樹

企画研究部 企画研究課 兼
消火・消防設備部 消火設備課
主任検定員

企画研究部 企画研究課
主任検定員

新たに取得された型式一覧

型式承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
泡消火薬剤	泡第 2025～5号	株式会社 初田製作所	合成界面活性剤泡 3% (－5℃～＋30℃)	R7.10.14
閉鎖型 スプリンクラーヘッド	ス第 2025～3号	ヤマトプロテック 株式会社	1種可溶片型C72、呼称10(小区画、下向き)	R7.10.14
	ス第 2025～4号	ヤマトプロテック 株式会社	1種可溶片型C96、呼称10(小区画、下向き)	R7.10.14

型式変更承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
流水検知装置	流第 28～4～1号	株式会社 栗本鐵工所	予作動式(負圧湿式)、開放型100(10K、縦)	R7.10.2

品質評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
動力消防ポンプ	P1085	トーハツ株式会社	可搬消防ポンプ、D－1、V1002	R7.9.8
	P2115	帝国繊維株式会社	消防ポンプ自動車、A－1、N35	R7.10.30
消防用ホース	H0722FA03A	オカニワ株式会社	平、合成樹脂、使用圧0.9、呼称65(シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織)	R7.10.23
	H0725EC11A	オカニワ株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称50(シングル、ポリエステル ポリエステル/アラミド・ポリエステルフィラメント綾織、円織)	R7.10.23

認定評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
特定駐車場用泡消火 設備・開放型泡水溶 液ヘッド	認評駐開第 2025～2号	能美防災株式会社	呼称15(標準r2.3、下向き、発泡倍率5倍未満)	R7.10.27
特定駐車場用泡消火 設備・閉鎖型泡水溶 液ヘッド	認評駐閉第 2025～5号	能美防災株式会社	バルブ型C66、感知範囲r2.3、呼称15(標準r2.3、上向き、発泡倍率5倍未満)	R7.10.27
	認評駐閉第 2025～6号	能美防災株式会社	バルブ型C88、感知範囲r2.3、呼称15(標準r2.3、上向き、発泡倍率5倍未満)	R7.10.27
	認評駐閉第 2025～7号	能美防災株式会社	バルブ型C66、感知範囲r2.3、呼称15(標準r2.3、下向き、発泡倍率5倍未満)	R7.10.27
	認評駐閉第 2025～8号	能美防災株式会社	バルブ型C88、感知範囲r2.3、呼称15(標準r2.3、下向き、発泡倍率5倍未満)	R7.10.27

検定対象機械器具等申請一覧表

種別		型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定			
				申請件数	申請個数	対前年 同比(%)	対前年 累計比(%)
消火器	大型	0	0	19	4,611	116.9	73.0
	小型	1	0	70	525,615	108.5	99.4
消火器用消火薬剤	大型用	0		1	100	66.7	117.1
	小型用			10	5,490	225.6	123.1
泡消火薬剤		0		6	158,100	100.6	109.7
感知器	差動式スポット型	2	0	36	221,292	101.5	116.8
	差動式分布型	0	0	9	4,565	125.4	117.1
	補償式スポット型	0	0	0	0	—	—
	定温式感知線型	0	0	1	100	50.0	100.0
	定温式スポット型	0	0	32	82,630	69.7	108.2
	熱アナログ式スポット型	2	0	9	6,312	73.0	131.1
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	—	—
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	—	—
	光電式スポット型	0	0	34	96,312	94.0	101.5
	光電アナログ式スポット型	0	0	16	31,721	96.3	111.4
	光電式分離型	0	0	1	30	18.2	63.2
	光電アナログ式分離型	0	0	0	0	皆減	88.7
	光電式分布型	0	0	0	0	—	—
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	—	4.9
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	—	—
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	—	—
	紫外線式スポット型	0	0	1	54	135.0	196.0
	赤外線式スポット型	0	0	3	143	25.9	121.3
	紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	1	465	皆増	33.5
	炎複合式スポット型等	0	0	0	0	—	—
発信機	P型1級	0	0	9	20,234	166.5	100.7
	P型2級	0	0	7	4,080	171.9	101.7
	T型	0	0	0	0	—	—
	M型	0	0	0	0	—	—
中継器		0	0	79	33,921	109.4	108.6
受信機	P型1級	1	0	49	1,980	83.5	95.4
	P型2級	1	0	12	3,821	68.1	56.3
	P型3級	0	0	1	20	100.0	8.7
	M型	0	0	0	0	—	—
	R型	0	0	8	171	117.1	99.4
	G型	0	0	3	7	77.8	69.7
	GP型1級	0	0	12	29	61.7	85.7
	GP型2級	0	0	0	0	—	—
	GP型3級	0	0	8	42,977	91.9	100.2
	GR型	0	0	23	322	141.9	115.5
閉鎖型スプリンクラーヘッド		0	0	24	137,774	169.7	63.8
流水検知装置		0	0	29	1,931	208.5	92.7
一斉開放弁		0	0	24	4,602	171.5	116.1
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	2	33	110.0	81.7
	立てかけはしご	0	0	0	0	—	—
	つり下げはしご	0	0	24	13,864	84.8	103.6
緩降機		0	0	5	558	99.3	101.9
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	10	66,330	103.6	131.5
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	—	—
	光電式住宅用防災警報器	0	0	21	369,695	91.5	110.4
合計		7	0	599	1,839,889	102.0	104.4

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「—」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価 申請件数	性能評価変更 申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

受託評価等依頼一覧表

品質評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	－	－
音響装置	0	0	0	0	0	－	40.0
予備電源	0	0	0	2	11,728	85.3	88.4
外部試験器	0	0	0	2	60	111.1	111.5
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	0	0	－	129.3
	受信装置等	0	0	0	0	－	皆減
光警報装置		0	0	1	400	100.0	132.1
	光警報制御装置	0	0	1	30	50.0	151.1
屋外警報装置		0	0	0	0	－	－
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	－	－
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	6	136,110	1,265.6	154.9
蓄圧式消火器用指示圧力計	1	0	0	6	522,000	95.2	101.3
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	0	3	3,100	90.5	97.4
消火設備用消火薬剤	0		0	7	67,091	101.3	115.3
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	－	－
	構成部品	0	0	0	0	－	－
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	1	1	64	96	78.0	102.5
	可搬消防ポンプ	0	0	2	210	64.6	107.1
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	0	4	372	106.3	112.0
	呼称65以下のもの	0	0	2	50	71.4	92.1
消防用ホース	平 40を超えるもの	1	0	9	14,661	54.3	112.1
	平 40以下のもの	1	0	7	26,555	135.1	121.0
	濡れ	0	0	0	0	－	－
	保形	0	0	3	4,010	50.1	107.6
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	皆減	10.8
消防用結合金具	差込式	1	0	20	93,948	88.6	105.9
	ねじ式	0	0	20	15,020	127.5	99.8
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	－	－
	同一形状	0	0	1	202	69.2	450.2
漏電火災警報器	変流器	0	0	10	3,716	106.9	120.6
	受信機	0	0	8	2,445	105.8	99.4
エアゾール式簡易消火具	0	0	0	1	42,485	65.6	107.1
特殊消防ポンプ自動車	0		0	35	44	104.8	101.6
特殊消防自動車				6	6	200.0	194.4
可搬消防ポンプ積載車	0		0	1	2	皆増	233.3
ホースレイヤー	0	0	0	0	0	皆減	80.0
消防用積載はしご	0	0	0	4	77	108.5	50.7
消防用接続器具	0	0	0	8	3,140	58.9	105.5
品質評価業務				確認評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
外部試験器の校正				8	53	196.3	136.2
オーバーホール等整備				8	8	114.3	108.0

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

受託評価等依頼一覧表

認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
地区音響装置		0	0	0	16	26,171	93.1	119.9	
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	0	0	0	41	3,894	84.2	116.1	
	放送設備	0	0	1	98	98,066	152.3	101.9	
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	0	-	-	
構成部品		0	0	0	0	0	-	-	
総合操作盤		0	0	0	0	0	-	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	0	0	0	11	2,752	91.5	95.4	
	2号消火栓	0	0	0	8	961	63.4	76.9	
	広範囲型2号消火栓	0	0	1	10	1,340	108.5	105.5	
	補助散水栓	0	0	0	0	0	-	-	
	ノズル	0	0	0	16	8,286	68.5	80.6	
認定評価業務		装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
屋内消火栓等	消防用ホースと結合金具の装着部	0		0	14	81,037	327.5	134.8	
認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
特定駐車場用泡消火設備		0	0	0	2	6,300	53.8	46.1	
認定評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
						依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)		0							
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置			0	0	11	11	122.2	85.7	
特定機器評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
						依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
特定消防機器等		0	0	0	0	9	10,165	39.1	95.1
受託試験及びその他の評価		依頼件数				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
受託試験(契約等)		2							
受託試験(その他の契約等)						2	2	皆増	135.7
評価依頼(基準の特例等)		1							

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。
※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。
※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

2025（令和7）年も残り僅かとなりました。みなさま、いかがお過ごしでしょうか。

今年は巳年です。干支でいうと六番目にあたります。

「六」といえば、六曜（先勝・友引・先負・仏滅・大安・赤口）、六方（東西南北と天と地）、六道（仏教の考え方。輪廻転生する6つの世界（地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上））というものがあります。また、蜂の巣の穴の形は六角形です。安定した形と一般にいられています。いろいろなとらえ方があります。

為替相場も動きました。巳年の相場は上昇相場という相場格言がありますが、今年の日経平均株価は5万円を超えました。長期金利も上昇しています。反面、ドル円相場は下落傾向です。日本もアメリカも韓国も政権が変わり、社会経済情勢が変化する中、

この傾向は続くのでしょうか。ちょっと気になりますね。

さて、検定協会だよりの12月号では、巻頭のことばは、浜松市消防長那須田育生様からご寄稿いただきました。また、小林恭一先生からは「検定制度と検定協会」を、東京消防庁予防部からは「東京消防庁管内における火災の概要と政令対象物の火災状況」のご寄稿をいただいております。ありがとうございます。

検定協会からは細則改正他について掲載しております。

新年1月号では、消防庁長官の大沢博様をはじめ、全国消防長会会長、関係工業会の各代表の皆様が新年のご挨拶をご寄稿いただき、当協会からは「ISO国際会議の報告（TC21/SC5）」などを掲載する予定です。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

(1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電話 0422-44-8471（直通）
E-mail kikaku@jfeii.or.jp

発行 日本消防検定協会

<https://www.jfeii.or.jp>



本 所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町4-35-16
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大 阪 支 所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル 4 階
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館11階
TEL 03-5962-8901(代) FAX 03-5962-8905

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。
e-mail : kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415

